

第4章

機構等における検査の設備と手法等

4－1	機構が備える審査設備	29
4－2	機構における審査事務	30
4－3	軽検協が備える検査設備	39
4－4	軽検協における検査事務	40
4－5	指定整備事業者が備える検査設備	44
4－6	指定点検整備事業者が備える点検設備	49
4－7	検査証等への記載事項	53

4－1 機構が備える審査設備

○独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）（抄）

（設備の維持）

第十四条 機構は、審査事務（道路運送車両法第七十五条の五第一項に基づく審査に係る業務を除く。）を行う事務所ごとに、国土交通省令で定める基準に適合する設備を備え、かつ、これを当該基準に適合するように維持しなければならない。

○独立行政法人自動車技術総合機構に関する省令（平成 14 年国土交通省令第 57 号）（抄）

（審査設備の基準）

第二十四条 機構法第十四条の国土交通省令で定める審査設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 （略）
- 二 審査に必要な自動車検査用機械器具を備えていること。

4－2 機構における審査事務

○独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）（抄）

（機構の目的）

第三条 独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）は、自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。以下同じ。）が同法第四十六条に規定する保安基準（以下「保安基準」という。）に適合するかどうかの審査、自動車技術等に関する試験、調査、研究及び開発等を総合的に行うことにより、自動車運送等に関する安全の確保、公害の防止その他の環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保を図ることを目的とする。

（業務の範囲）

第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 自動車、共通構造部（道路運送車両法第七十五条の二第一項に規定する共通構造部をいう。）及び自動車の装置が保安基準に適合するかどうか並びに同法第九十九条の三第一項の許可の申請をした者及び同項の許可を受けた者が同項に規定する特定改造等を適確に実施するに足りる能力を有するかどうかの審査を行うこと。

二～六 （略）

（事務規程）

第十三条 機構は、第十二条第一号に掲げる業務（以下「審査事務」という。）の開始前に、審査事務の実施に関する規程（以下「事務規程」という。）を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 （略）

3 事務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

○独立行政法人自動車技術総合機構に関する省令（平成 14 年国土交通省令第 57 号）（抄）

（審査事務規程で定めるべき事項）

第二十三条 機構法第十三条第三項の国土交通省令で定める審査事務規程で定めるべき事項は、次に掲げるものとする。

- 一 審査の実施方法に関する事項

二・三 （略）

【機構】自動車技術総合機構審査事務規程（平成 28 年 4 月 1 日付規程第 2 号）（抄）

第 1 章 総則

1-2 適用

この独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程は、独立行政法人自動車技術総合機構法第 12 条第 1 号に基づく自動車、共通構造部及び自動車の装置の審査及びこれに附帯する業務について適用する。

第 4 章 自動車の検査等に係る審査の実施方法

4-1 敷地等における秩序維持等

- (1) （略）
- (2) 受検者は、検査担当者が審査業務を的確で厳正かつ公正に実施するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - ① 受検車両については次に掲げる状態とすること。
ア～ソ （略）
タ OBD 検査対象車にあつては、当該自動車のデータリンクコネクタには何も取付けられておらず、検査用スキャンツールを接続できる状態
 - ②～⑩ （略）
 - ⑪ 検査担当者がデータリンクコネクタ附近のカバー類の取外しを指示した場合は、当該カバー類を取外すこと。
- (3) （略）
- (4) 検査担当者は、(1) ④から⑩までに掲げる事項及び (2) に掲げる事項を受検者等が遵守しない場合には、受検者等に対しこれらを遵守するよう口頭で指示すること。
- (5) (4) に基づき指示したにもかかわらず、(1) ④から⑩までに掲げる事項及び (2) に掲げる事項を受検者等が遵守しない場合には、警報装置を作動させ、検査担当者等の全員が全ての業務を一時的に停止し、当該事案の発生場所に駆けつけること。
- (6) (5) に基づき警報装置を作動させ、検査担当者等が集合してもなお、受検者等が遵守しない場合には、検査担当者及び警備員は受検者等に対し退去及び自動車の撤去を命じること。
また、退去や撤去の命令に従わない場合には、公務執行妨害行為や不退去罪等として警察への通報等の厳正な措置をとるものとする。

4-7 審査の実施方法等

4-7-1 審査の実施方法

- (1) （略）
- (2) 新規検査又は予備検査
 - ① （略）
 - ② 装置に関する審査（その 1）
次表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて審査するものとする。
この場合において、ア、イ及びコに掲げる事項については、当該器具を用いて審査す

ることが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、ウ、カ、ク及びケに掲げる事項については、保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ審査することができる。

ア～コ (略)	
サ 車載式故障診断装置の診断結果の読み出し	検査用スキャンツール

③～⑥ (略)

(3) 継続検査

①～② (略)

③ 装置に関する審査

(2) ②から④までの規定に準じて審査するものとする。

(4) 臨時検査又は構造等変更検査

① 保安基準に適合していないおそれがあると認められる部分について、(2) の規定に準じて審査するものとする。

② ①以外の部分については、(3) の規定に準じて審査するものとする。

(5)～(9) (略)

(10) 自動車の審査に際して、受検車両が審査時車両状態にない場合には、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。

4-10 車載式故障診断装置を活用した検査 (OBD 検査)

細目告示別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」4. の「独立行政法人自動車技術総合機構が指定する方法」とは、次の①から⑥までの手順による方法とする。

① 自動車検査証等の備考欄に OBD 検査の対象である旨が記載又は記録された自動車について、OBD 検査が必要かどうかを、自動車審査高度化施設、高度化システム又は特定 DTC 照会アプリから OBD 検査用サーバに照会する。

② 照会の結果、OBD 検査が必要と判定された場合は、原動機が停止し、かつ、電源がオフの状態、OBD 検査対象車のデータリンクコネクタに検査用スキャンツールを接続する。

③ 原動機を始動する。(電気自動車又はハイブリッド自動車にあってはパワースイッチを操作し走行可能状態 (READY の状態) にする。)

④ OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出し、自動車審査高度化施設、高度化システム又は特定 DTC 照会アプリから OBD 検査用サーバに照会する。

なお、照会中、原動機は停止せず、アイドリング状態 (電気自動車又はハイブリッド自動車にあっては走行可能状態 (READY の状態)) を維持する。

⑤ OBD 検査用サーバが分析及び照会した検査結果の応答を待ち、自動車審査高度化施設、高度化システム又は特定 DTC 照会アプリで確認する。

⑥ 原動機を停止し、かつ、電源がオフの状態、データリンクコネクタから検査用スキャンツールを取外す。

第 9 章 テスタ等による機能維持確認

9-1 適用

この章の規定は、サイドスリップ・テスト、ブレーキ・テスト、可視光線透過率測定器、騒音計等、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器、黒煙測定器、オパシメータ、前照灯試験機、色度座標測定機器、速度計試験機、検査用スキャンツールを用いて審査するものに適用する。

9-13 車載式故障診断装置の診断結果の読み出し（検査用スキャンツール）

（かじ取装置：保安基準第 11 条第 1 項、細目告示第 91 条第 2 項、第 169 条第 1 項第 1 号ワ関係）

（制動装置関係：保安基準第 12 条第 1 項、細目告示第 93 条第 11 項、第 171 条第 11 項関係）

（排出ガス発散防止装置：保安基準第 31 条第 3 項、細目告示第 119 条第 2 項、第 197 条第 2 項関係）

（車両接近通報装置：保安基準第 43 条の 7、細目告示第 145 条の 3 第 3 項、第 223 条の 3 第 3 項関係）

（自動運行装置：保安基準第 48 条第 2 項、細目告示第 150 条の 2 第 3 項、第 228 条の 2 関係）

(1) OBD 検査の対象車は次表に掲げる自動車とする。

対象	・ OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置を備える自動車
除外	・ 第 6 章適用車（細目告示第一節適用車） ・ 二輪自動車 ・ 側車付二輪自動車 ・ 大型特殊自動車

【適用関係の整理：複数に該当する場合には最も遅い日のものを適用する】

（適用関係告示第 7 条第 12, 13 項、第 9 条第 54, 55 項、第 28 条第 191, 192 項、第 51 条の 3 第 2, 3 項及び第 55 条の 2 第 3, 4 項関係）

◇型式指定自動車又は多仕様自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。）以外の自動車については、当分の間、適用しない。

◇令和 3 年 9 月 30 日（輸入自動車にあつては令和 4 年 9 月 30 日）以前の型式指定自動車及び多仕様自動車については、当分の間、適用しない。

◇令和 3 年 10 月 1 日（輸入自動車にあつては令和 4 年 10 月 1 日）以降の型式指定自動車及び多仕様自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。）であつて、令和 3 年 9 月 30 日（輸入自動車にあつては令和 4 年 9 月 30 日）以前の型式指定自動車及び多仕様自動車と OBD 検査対象装置の性能が同一であるものについては、当分の間、適用しない。

◇令和 3 年 10 月 1 日（輸入自動車にあつては令和 4 年 10 月 1 日）以降の型式指定自動車及び多仕様自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。）であつて、型式指定を受けた日から起算して 2 年を経過していないものについては、当分の間、適用しない。

◇新規登録（軽自動車にあつては新規検査）を初めて受けた日の属する月の前月の末日から起算して 10 か月を経過していない自動車については、当分の間、適用しない。

◇令和 3 年 10 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日（輸入自動車にあつては令和 4 年 10 月 1 日

から令和 5 年 9 月 30 日) までの型式指定自動車及び多仕様自動車(特定共通構造部を備えたものに限る。)については、令和 6 年 9 月 30 日(輸入自動車にあっては令和 7 年 9 月 30 日)までの間、適用しない。

- (2) OBD 検査は次の①から⑥までの手順により実施する。
- ① 自動車検査証等の備考欄に OBD 検査の対象である旨が記載又は記録された自動車について、OBD 検査が必要かどうかを、自動車審査高度化施設、高度化システム又は特定 DTC 照会アプリから OBD 検査用サーバに照会する。
 - ② 照会の結果、OBD 検査が必要と判定された場合は、原動機が停止し、かつ、電源がオフの状態、OBD 検査対象車のデータリンクコネクタに検査用スキャンツールを接続する。
 - ③ 原動機を始動する。(電気自動車又はハイブリッド自動車にあってはパワースイッチを操作し走行可能状態(READY の状態)にする。)
 - ④ OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出し、自動車審査高度化施設、高度化システム又は特定 DTC 照会アプリから OBD 検査用サーバに照会する。
なお、照会中、原動機は停止せず、アイドリング状態(電気自動車又はハイブリッド自動車にあっては走行可能状態(READY の状態))を維持する。
 - ⑤ OBD 検査用サーバが分析及び照会した検査結果の応答を待ち、自動車審査高度化施設、高度化システム又は特定 DTC 照会アプリで確認する。
 - ⑥ 原動機を停止し、かつ、電源がオフの状態、データリンクコネクタから検査用スキャンツールを取外す。
- (3) (2)の方法により、OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出した結果、次表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、中欄に掲げる事例に該当するものは、右欄の規定に適合しないものとする。

装置の種類	事例	適合しない規定
排出ガス関係装置(排出ガス発散防止装置)	・OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置が正常に機能するために十分な電圧が確保されていないもの ・警告灯(UN R154-02 若しくは UN R154-03 の附則 C5 の 3.5. 及び 3.7. 又は細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」IV. 2. 5. 2. (作動モード 4 に限る。)に定める条件により点灯するものに限る。)を点灯させるための信号が出力されているもの ・UN R154-02 又は UN R154-03 の附則 C5 の基準が適用されるものにあっては同附則の 3. 3. 3. に規定する装置(レベル 1A に関する装置を除く。)について、細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害	7-59-1 [8-59-1]

	なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅳ.の基準が適用されるものにあつてはⅣ.2.6.1.5.2.に規定する監視の全てについて、1 つもレディネスコードが記録されていないもの ・当該装置に係る特定 DTC が 1 つ以上記録されているもの ・上記項目に該当するかどうかの判定に必要な情報が OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置から読み出せないもの（細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅱ.の規定が適用される自動車を除く。）	
安全関係装置 （排出ガス発散防止装置以外の装置）	・当該装置に係る特定 DTC が 1 つ以上記録されているもの	①7-13-1-2 (1) [8-13-1 (1)] ②7-15-2 [8-15-2] ③7-16-2 [8-16-2] ④7-20-2 [8-20-2] ⑤7-103-2 [8-103-2] ⑥7-113-2 [8-113-2]

[適合しない規定欄の注釈]

- 注 1：[] 内は第 8 章適用車を示す。
- 注 2：「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する場合には、相当する項目とする。
- 注 3：①から⑥までの基準について、それぞれ適用しない自動車には該当しない。

【適用関係の整理】

◇令和 3 年 8 月 5 日付け国土交通省告示第 1084 号による改正前の細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」の規定に適合する自動車については、「Ⅳ. 2. 5. 2. 」とあるのは「Ⅲ. 6. 又はⅣ. 2. 5. 2. 」と、「Ⅳ. の基準」とあるのは「Ⅲ. の基準が適用されるものにあつてはⅢ. 7. 1. に規定する装置の全てについて、同別添Ⅳ. の基準」とそれぞれ読み替えることができる。この場合において、「細目告示別添 48」とあるのは、「令和 3 年 8 月 5 日付け国土交通省告示第 1084 号による改正前の細目告示別添 48」と読み替えるものとする。（適用関係告示第 28 条第 202 項関係）

◇令和 4 年 10 月 7 日付け国土交通省告示第 1040 号による改正前の細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」の規定に適合する自動車については、「UN R154-02」とあるのは「UN R154-00-S1」と、「UN R154-03」とあるのは「UN R154-01-S1」とそれぞれ読み替えることができる。(適用関係告示第 28 条第 203 項関係)

◇令和 3 年 8 月 5 日付け国土交通省告示第 1084 号による改正前の細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」II. の規定が適用される自動車については、「上記項目に該当するかどうかの判定に必要な情報が OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置から読み出せないもの(細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」II. の規定が適用される自動車を除く。)」は適用しない。(適用関係告示第 28 条第 205 項関係)

(4) OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置は、次の①又は②に掲げる要件を満たすものでなければならない。

この場合において、(2)及び(3)の審査を実施できるものはこれらの要件を満たすものとして取扱うこととする。

ただし、改造等に伴い当該装置が変更されていることを確認した場合には、変更後の装置がこれらの要件を満たすことを書面等により審査するものとする。

① 次に掲げる規定の全てに適合するものであること。

ア OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置に記録される、OBD 検査対象装置の故障の情報を識別するための自動車製作者が定めるコードは、ISO 15031-6 又は SAE J 2012 に従って定められたものであること。

イ 接続端子と端子配列は、対象の車載装置に用いる通信プロトコルに応じ、ISO 15031-3、ISO 13400-4 又は SAE J 1939-13 に準拠したものであること。

ウ OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置に記録される、OBD 検査対象装置の故障の情報を識別するための自動車製作者が定めるコードに係る通信プロトコル及び通信サービスは、当該対象装置毎に DoK-Line 方式、DoCAN 方式又は DoIP 方式を使用し、次に掲げる標準規格のうちいずれかをを用いること。

(ア) ISO 9141

(イ) ISO 14229

(ウ) ISO 14230

(エ) ISO 15765

(オ) ISO 13400

(カ) SAE J 1939

② UN R154-02 若しくは UN R154-03-S1 の附則 C5 付録 1 の 6.5.3.1. 及び 6.5.3.2. の規定又は細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」IV. 2.6.3. の規定を満たすものであること。

【適用関係の整理】

◇令和3年8月5日付け国土交通省告示第1084号による改正前の細目告示別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」の規定に適合する自動車については、「IV.2.6.3.の規定」とあるのは「III.7.3.及び9.の規定又は同別添IV.2.6.3.の規定」と読み替えることができる。

この場合において、「細目告示別添48」とあるのは、「令和3年8月5日付け国土交通省告示第1084号による改正前の細目告示別添48」と読み替えるものとする。（適用関係告示第28条第202項関係）

◇令和4年10月7日付け国土交通省告示第1040号による改正前の細目告示別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」の規定に適合する自動車については、「UN R154-02」とあるのは「UN R154-00-S1」と、「UN R154-03-S1」とあるのは「UN R154-01-S1」とそれぞれ読み替えることができる。（適用関係告示第28条第203項関係）

- (5) (2)の①から④までの手順によりOBD検査用サーバに照会した際、次の①又は②のいずれかに該当する場合には、OBD検査用サーバから受検車両のテルテールを確認すべき旨の応答がある。

この場合、指示された装置の異常を示すテルテールが継続して点灯又は点滅していないことを確認することにより、(2)及び(3)の審査に代えて基準に適合するものとする。

① 排出ガス関係装置（排出ガス発散防止装置）

排出ガス関係装置（排出ガス発散防止装置）の車載式故障診断装置に記録されている情報が読み出せない場合（細目告示別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」II.の規定が適用される自動車に限る。）

② 安全関係装置（排出ガス発散防止装置以外の装置）

OBD検査対象装置のうち、当該自動車に備える全ての安全関係装置（排出ガス発散防止装置以外の装置）の車載式故障診断装置に記録されている情報が読み出せない場合

- (6) 法第78条の自動車特定整備事業者が、検査用スキャンツールを用いて、OBD検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出し、特定DTC照会アプリからOBD検査用サーバに照会した結果、保安基準不適合となる情報がなかった自動車については、照会した当日を含めて5日までの間は、受検車両の情報を自動車審査高度化施設又は高度化システムに読み込んだ際、OBD検査用サーバからOBD検査を省略できる旨の応答がある。

この場合、OBD検査対象装置に係るテルテールが継続して点灯又は点滅していないことを確認することにより、(2)及び(3)の審査に代えて基準に適合するものとする。

ただし、無作為に抽出された場合又は不正等が疑われる場合は、この限りでない。

- (7) 次に掲げる場合には、OBD検査対象装置の異常を示すテルテールが継続して点灯又は点滅していないことを確認することにより、(2)及び(3)の審査に代えて基準に適合するものとする。

① 4-10 (2) を適用する場合

- ② 自動車審査高度化施設又は高度化システムに障害等が発生し、本部検査部の長が（2）の方法により実施することが困難であると判断した場合

※最終改正：令和 6 年 10 月 31 日付規程第 14 号

4－3 軽検協が備える検査設備

○道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）（抄）

（軽自動車の検査設備）

第七十六条の三十一 協会は、軽自動車の検査事務を行なう事務所ごとに、国土交通省令で定める基準に適合する検査設備を備え、かつ、これを当該基準に適合するように維持しなければならない。

○軽自動車検査協会に関する省令（昭和 47 年運輸省令第 52 号）（抄）

（軽自動車の検査設備の基準）

第十三条 法第七十六条の三十一の国土交通省令で定める検査設備の基準は、次のとおりとする。

一 （略）

二 軽自動車を検査することができる自動車検査用機械器具であつて、次に掲げるものを備えていること。

イ～チ （略）

リ 検査用スキャンツール

2 前項第二号の自動車検査用機械器具は、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第 七十四号）第五十七条第一項第四号の国土交通大臣が定める技術上の基準に適合するものでなければならない。

※第 13 条第 1 項第 2 号リ：指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令（令和 3 年国土交通省令第 66 号）にて追加

～参考～

○道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）（抄）

（認証基準）

第五十七条 法第八十条第一項第一号の事業場の設備及び従業員の基準は、次のとおりとする。

一～三 （略）

四 事業場は、別表第五に掲げる作業機械等を備えたものであり、かつ、当該作業機械等のうち国土交通大臣の定めるものは、国土交通大臣が定める技術上の基準に適合するものであること。

五～七 （略）

※国土交通大臣が定める技術上の基準＝自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準（平成 7 年 6 月 14 日付運輸省告示第 375 号）（3－1 参照）

4－4 軽検協における検査事務

○道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）（抄）

（検査事務規程）

第七十六条の三十 協会は、軽自動車の検査事務の開始前に、軽自動車の検査事務の実施に関する規程（以下「検査事務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 （略）

3 検査事務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

○軽自動車検査協会に関する省令（昭和 47 年運輸省令第 52 号）（抄）

（検査事務規程の記載事項）

第十二条 法第七十六条の三十第三項の国土交通省令で定める検査事務規程で定めるべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 （略）

二 検査の種別ごとの検査の実施方法に関する事項

三 （略）

四 自動車検査証、自動車検査証返納証明書、輸出予定届出証明書、自動車予備検査証、限定自動車検査証及び検査記録事項等証明書の交付、変更記録、返納及び再交付に関する事項

五～七 （略）

【軽検協】軽自動車検査協会検査事務規程(昭和 48 年 9 月 26 日付協会規程第 16 号) (抄)

第 2 章 検査の実施方法

2-1 敷地等における秩序維持等

(1)～(2) (略)

(3) 受検者は、検査担当者が検査業務を公正かつ確実に実施するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

① 受検車両については次に掲げる状態とすること。

ア～ス (略)

セ OBD 検査対象車にあつては、当該自動車のデータリンクコネクタには何も取付けられておらず、検査用スキャンツールを接続できる状態

②～⑩ (略)

⑪ 検査担当者等がデータリンクコネクタ附近のカバー類の取外しを指示した場合は、当該カバー類を取外すこと。

(4) (略)

(5) 検査担当者等は、(1) ④から⑩までに掲げる事項、(2) 及び (3) に掲げる事項を受検者等が遵守しない場合には、受検者等に対しこれらを遵守するよう口頭で指示すること。

(6) (5) に基づき指示したにもかかわらず、(1) ④から⑩までに掲げる事項、(2) 及び (3) に掲げる事項を受検者等が遵守しない場合には、警報装置を作動させ、検査担当者等の全員が全ての業務を一時的に停止し、当該事案の発生場所に駆けつけること。

(7) (6) に基づき警報装置を作動させ、検査担当者等が集合してもなお、受検者等が遵守しない場合には、検査担当者等は受検者等に対し退去及び自動車の撤去を命じること。

また、退去や撤去の命令に従わない場合には、公務執行妨害行為や不退去罪等として警察への通報等の厳正な措置をとるものとする。

2-7 検査の実施方法

検査は、次に定めるところにより実施するものとする。この場合において、持込検査にあつては第 4 章及び第 5 章に規定する項目について実施し、検査コースにおける自動車の状態は、個別に定める場合を除き、検査時車両状態とする。

なお、書面等により審査を行う項目については、受検者に対し必要な書面の提出又は提示を求め審査するものとする。

(1) 新規検査及び予備検査

① (略)

② 装置に関する検査(その 1)

次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて検査するものとする。この場合において、ア、イ及びケに掲げる事項については、当該器具を用いて検査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、ウ及びカからクまでに掲げる事項については、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ検査することができる。

ア～ケ (略)	(略)
コ 車載式故障診断装置の診断結果の読み出し	検査用スキャンツール

- ③～⑧ (略)
- (2) 継続検査
- ①～② (略)
- ③ 装置に関する検査
- (1) 新規検査及び予備検査に係る実施の方法に準じて検査するものとする。
- ④～⑤ (略)
- (3) 臨時検査及び構造等変更検査
- ① 道路運送車両の保安基準に適合していないおそれがあると認められる部分について、(1) 新規検査及び予備検査に係る検査の実施の方法に準じて検査するものとする。
- ② 前号の検査のほか、(2) 継続検査に係る検査の実施の方法に準じて検査するものとする。
- (4)～(7) (略)
- (8) OBD 検査の実施については、次の①から⑥までの手順による方法により実施するものとする。
- なお、高度化システム障害発生時又は高度化システムが導入されていない検査場においては、特定 DTC 照会アプリにより検査を実施する。
- ① 自動車検査証等、自動車検査証返納証明書及び登録識別情報等通知書の備考欄に OBD 検査の対象である旨が記載又は記録された自動車について、OBD 検査が必要かどうかを、高度化システム又は特定 DTC 照会アプリから OBD 検査用サーバに照会する。
- ② ①の照会の結果、OBD 検査が必要と判定された場合は、原動機が停止し、かつ、電源がオフの状態、OBD 検査対象車のデータリンクコネクタに検査用スキャンツールを接続する。
- ③ 原動機を始動する。(電気自動車又はハイブリッド自動車にあつてはパワースイッチを操作し走行可能状態 (READY の状態) にする。)
- ④ OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出し、高度化システム又は特定 DTC 照会アプリから OBD 検査用サーバに照会する。
- なお、照会中は原動機を停止せず、アイドル状態 (電気自動車又はハイブリッド自動車にあつては走行可能状態 (READY の状態)) を維持する。
- ⑤ OBD 検査用サーバが分析及び照会した検査結果の応答を待ち、高度化システム又は特定 DTC 照会アプリで確認する。
- ⑥ 原動機を停止し、かつ、電源がオフの状態、データリンクコネクタから検査用スキャンツールを取外す。
- (9) OBD 検査用サーバに接続できない場合の特例措置
- ① OBD 検査を実施する際、次表の左欄に掲げるいずれかの事象が発生したことにより、OBD 検査用サーバに接続できない場合には、右欄に掲げる期間に限り、(8)の方法に代えて、OBD 検査対象装置の異常を示すテール表示状況を確認する方法でもよい。

事象	適用する期間
ア OBD 検査用サーバの障害の発生を原因として OBD 検査用サーバに接続できない事象（OBD 検査結果参照システムのみ利用できない場合を除く。）	・自動車機構がサーバ障害の発生を認定した時点から、自動車機構がサーバ障害からの復旧を認定した時点が含まれる日が終了する時点まで
イ 通信障害又は電力障害の発生を原因として OBD 検査用サーバに接続できない事象（当該事象が発生している又は発生した地域に限る。）	・自動車機構が通信障害又は電力障害の発生を認定した時点から、自動車機構が通信障害又は電力障害からの復旧を認定した時点が含まれる日が終了する時点まで
ウ OBD 検査用サーバのアップデートなどにより OBD 検査用サーバに接続できないと自動車機構が認める事象（OBD 検査結果参照システムのみ利用できない場合を除く。）	次のいずれかとする。 ・自動車機構が OBD 検査ポータルに掲載した期間の開始時点から、自動車機構が定める期間の終了日時まで ・自動車機構が OBD 検査を実施することができない事象の発生を認定した時点から、自動車機構が事象の終了を認定した時点まで

② 次に掲げる事象は①に該当しないものとする。

ア 保有する機器の障害を原因として OBD 検査用サーバに接続できない事象

イ 検査用スキャンツール又は自動車の車載式故障診断装置の不具合により OBD 検査を実施できない事象

※最終改正：令和 6 年 9 月 26 日付協会規程第 7 号

4－5 指定整備事業者が備える検査設備

○道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）（抄）

（指定自動車整備事業の指定等）

第九十四条の二 地方運輸局長は、自動車特定整備事業者の申請により、自動車特定整備事業の認証を受けた事業場であつて、自動車の整備について前条第一項の国土交通省令で定める基準に適合する設備、技術及び管理組織を有するほか、国土交通省令で定める基準に適合する自動車の検査の設備を有し、かつ、確実に第九十四条の四第一項の自動車検査員を選任して第九十四条の五第一項の自動車の点検及び整備について検査をさせると認められるものについて、指定自動車整備事業の指定をすることができる。

2・3 （略）

（保安基準適合証等）

第九十四条の五 指定自動車整備事業者は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）を国土交通省令で定める技術上の基準により点検し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章（第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、保安基準適合証）を依頼者に交付しなければならない。ただし、第六十三条第二項の規定により臨時検査を受けるべき自動車については、臨時検査を受けていなければ、これらを交付してはならない。

2・3 （略）

4 第一項の場合においては、自動車検査員は、国土交通省令で定める基準により、当該自動車が保安基準に適合するかどうかを検査し、その結果これに適合すると認めるときでなければ、その証明をしてはならない。この場合において、自動車検査員が当該自動車について国土交通省令で定める技術上の基準により同項の点検を行い、その結果保安基準に適合すると認めた部分は、国土交通省令で定めるところにより、検査において保安基準に適合するものとみなす。

5～12 （略）

（指定整備記録簿）

第九十四条の六 指定自動車整備事業者は、指定整備記録簿を備え、保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証を交付した自動車について、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～四 （略）

五 国土交通省令で定める保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証に関する事項

六 （略）

2 指定整備記録簿は、その記載の日から二年間保存しなければならない。

(準用規定)

第九十四条の九 第八十一条第一項（同項第四号に係る部分に限る。）及び第二項並びに第八十九条の規定は、指定自動車整備事業者について準用する。

～参考：準用後の第 81 条～

(変更届等)

第八十一条 指定自動車整備事業者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、その事由が生じた日から三十日以内に、地方運輸局長に届け出なければならない。

一～三 (略)

四 事業場の設備のうち国土交通省令で定める特に重要なもの

2 (略)

○指定自動車整備事業規則（昭和 37 年運輸省令第 49 号）（抄）

(検査の設備の基準)

第二条 法第九十四条の二第一項の自動車の検査の設備の基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 対象とする種類の自動車を検査することができる自動車検査用機械器具であつて、次に掲げるものを備えていること。ただし、対象とする自動車の種類のうちに、四輪以上の自動車が含まれていない場合にはイ、大型特殊自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車が含まれていない場合にはリ、軽油を燃料とする自動車が含まれていない場合にはチ、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車が含まれていない場合にはヘ及びトに掲げるものを備えなくてもよい。

イ～チ (略)

リ 検査用スキャンツール

2 前項第二号の自動車検査用機械器具は、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第 七十四号）第五十七条第四号の国土交通大臣が定める技術上の基準に適合するものでなければならない。

(検査等の基準)

第八条 法第九十四条の五第四項前段の国土交通省令で定める基準（法第九十四条の五の二第三項において準用する場合を含む。）は、別表第二に定めるものとする。

2 法第九十四条の五第四項後段の国土交通省令で定める技術上の基準は、第六条の点検に別表第二の一の項及び二の項に定める方法に準じて行う点検を加えたものとする。

3 自動車検査員が、前項の基準により法第九十四条の五第一項の点検を行い、その結果保安基準に適合すると認めた部分は、その後実施された整備が当該部分の保安基準に適合している状態に影響を及ぼすものでなかつた場合に限り、同条第四項後段の規定により検査において保安基準に適合するものとみなす。

(指定整備記録簿の様式)

第十条の二 指定整備記録簿の様式は、普通自動車、三輪以上の小型自動車、検査対象軽自動車及び大型特殊自動車にあつては第三号様式、二輪の小型自動車にあつては第四号様式とする。

(変更届出事項)

第十一条 法第九十四条の九において準用する法第八十一条第一項第四号の事業場の設備のうち特に重要なものは、次のとおりとする。

一 (略)

二 第二条第一項第二号の自動車検査用機械器具の名称、型式又は数

(自動車検査用機械器具の校正)

第十二条 指定自動車整備事業者は、第二条第一項第二号（リを除く。）の自動車検査用機械器具について、国土交通大臣の定める技術上の基準に適合するよう、備付け又は前回の校正の日から一年以内に、国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録校正実施機関」という。）が行う校正（以下「登録校正」という。）を受けるものとする。

2 指定自動車整備事業者は、前項の校正に関する記録を一年間保存しなければならない。

附 則 （令和三年一〇月一五日国土交通省令第六六号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条及び附則第四条の規定は令和五年四月一日から施行する。

(指定自動車整備事業規則の一部改正に関する準備行為)

第二条 道路運送車両法第九十四条の二第一項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、第一条の規定による改正後の指定自動車整備事業規則第二条第一項の規定の例により行うことができる。

2 指定自動車整備事業規則第十一条第二号に掲げる事項に変更（検査用スキャンツールに係るものに限る。）が生じた場合の届出は、施行日前においても行うことができる。

(指定自動車整備事業規則の一部改正に関する経過措置)

第三条 施行日において現に道路運送車両法第九十四条の二第一項の規定による指定を受けている者及び当該指定の申請をしている者（前条第一項の規定による申請又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）に係る指定自動車整備事業規則第二条第一項の規定の適用については、第一条の規定による改正後の同項の規定にかかわらず、施行日以後初めて事業場の位置を変更するまでの間は、なお従前の例による。

別表第二（検査の基準）（第八条関係）

	検査の実施の方法	
一 （略）	（略）	
二 装置に関する検査（その１）	次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて検査するものとする。この場合において、（１）、（２）、（１０）及び（１１）に掲げる事項については、当該器具を用いて検査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、（３）、（６）、（８）及び（９）に掲げる事項については、道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ検査することができる。	
	（１）～（１１） （略）	（略）
	（１２） 車載式故障診断装置の診断の結果	検査用スキャンツール
三・四 （略）	（略）	

第三号様式（指定整備記録簿）（第十条の二関係）

指定整備記録簿

○点検及び整備の概要等

○検査機器等による検査

制 動 力				前 照 灯		前 部 霧 灯	警 告 器
前 軸	前 右	N	軸重	左右差	右	左	聴感・アスベ デシベル ed
	前 左	N	kg	N/kg			
	前 右	N	軸重	左右差	cm	cm	速度計の誤差 +、-
	前 左	N	kg	N/kg			
後 軸	後 右	N	軸重	左右差	下	上	km/h デシベル OBD 検査結果 C O
	後 左	N	kg	N/kg			
	後 右	N	軸重	左右差	cm	cm	良・否 タイヤの振れ H C
	後 左	N	kg	N/kg			
計		N	車両重量		主×100	主×100	サイド・スリップ イン・アウト 燃費・旋子状態 視認・テスト mm
手動		N	kg		副×100	副×100	良・否 4輪2輪・特殊 PPM
走行テスト等の方法と結果				光 度	cd	cd	m

○目視等による検査

構造	①	最低地上高	☐
	②	最大安定傾斜角度	☐
	③	最小回転半径	☐
	④	原動機及び動力伝達装置	☐
	⑤	走行装置	☐
	⑥	操縦装置	☐
	⑦	制動装置	☐
	⑧	緩衝装置	☐
	⑨	燃料装置及び電気装置	☐
	⑩	車枠及び車体	☐
装置	⑪	連結装置	☐
	⑫	乗車装置及び物品積載装置	☐
	⑬	前面ガラスその他の窓ガラス	☐
	⑭	騒音防止装置	☐
	⑮	ばい煙等の発散防止装置	☐
	⑯	灯火装置及び反射器	☐
	⑰	警報装置	☐
	⑱	指示装置	☐
	⑲	視野を確保する装置	☐
	⑳	走行距離計その他の計器	☐
	㉑	防火装置	☐
	㉒	内圧容器及びその附属装置	☐
	㉓	自動運行装置	☐
	㉔	その他	☐

○自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合

自動車の種別		用 途	自家用・事業用の別	車体の形状	車 名	型 式	乗車定員	最大積載量
普通・小型・軽・大特			自家用・事業用				人	kg
車両重量	車両総重量	原動機の様式	長 さ	幅	高 さ	総排気量又は定格出力	燃料の種類	その他
kg	kg		cm	cm	cm	kW 1	ガソリン・軽油 LPG・その他	

○依頼者の氏名等

依頼者の氏名	年 月 日
交付年月日	
依頼者の氏名 又は名称及び住所	

(備考)

(依頼者の依頼事項)

初度登録年月又は初度検査年月	
年	月
検査の年月日	
年	月
自動車検査員の氏名	
保安基準適合証及び保安基準適合標章の番号	
保安基準適合標章交付	
有・無	
限定保安基準適合証の番号	

(日本産業規格 A 列 3 番)

備考

- (1) 「点検及び整備の概要等」欄は、点検の項目ごとの点検の結果（限定保安基準適合証を交付した場合にあつては、限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分）、必要となつた整備の概要及び交換した部品を記載するほか、次に掲げる事項を記載すること。
- a 車台番号
 b 自動車登録番号又は車両番号
- (2) 前軸又は後軸が一軸である場合には、「前軸」又は「後軸」の欄に記載にあつては、「前前軸」の欄又は「後後軸」の欄に記載すること。この場合において、三輪自動車であるときは、「右」の欄に記載すること。
- (3) 一軸である場合には、「前軸」及び「後軸」の欄に記載にあつては、「前前軸」の欄又は「後後軸」の欄に記載すること。
- (4) 「前軸」、「後軸」、「計」及び「手動」の欄に記載にあつては、制動力の計量単位として、ニュートンのほか、キログラムを用いることができる。この場合においては、同欄中「N/kg」の文字に代えて「%」の文字を表示し、「N」の文字に代えて「kg」の文字を表示すること。
- (5) 「目視等による検査」欄には、別表第二の構造に関する検査のうちのロ、装置に関する検査（その2）及び装置に関する検査（その3）の項目についての検査結果を記載すること。

※第2条第1項第2号リ、本附則：指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令（令和3年国土交通省令第66号）にて追加

※第12条第1項、別表第2、第3号様式：指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令（令和3年国土交通省令第66号）にて改正

4－6 指定点検整備事業者が備える点検設備

○総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）（抄）

（道路運送車両法の特例）

第二十二條の二 （略）

2～9 （略）

10 地方運輸局長は、自動車特定整備事業者の申請により、道路運送車両法第七十八條第一項の規定による自動車特定整備事業の認証を受けた事業場であつて、指定自家用貨物自動車の整備について国土交通省令で定める基準に適合する設備、技術及び管理組織を有し、かつ、確実に次項に規定する指定自家用貨物自動車の点検及び整備を行うと認められるものについて、指定点検整備事業の指定をすることができる。

11 前項の指定を受けた者（次項において「指定点検整備事業者」という。）は、指定自家用貨物自動車を国土交通省令で定める技術上の基準により点検し、当該指定自家用貨物自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をしたときは、請求により、点検整備済証を依頼者に交付しなければならない。ただし、道路運送車両法第六十三條第二項の規定により臨時検査を受けるべき指定自家用貨物自動車については、臨時検査を受けていなければ、これを交付してはならない。

12 道路運送車両法第七十八條第二項から第四項まで及び第八十條第一項（第二号ロからニまでに係る部分に限る。）の規定は第十項の指定について、同法第八十一條第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第二項、第八十九條、第九十四條の三、第九十四條の五第六項、第九十四條の六第一項（第四号を除く。）及び第二項、第九十四條の八、第九十四條の十、第百條並びに第百三條の規定は指定点検整備事業者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)		
第九十四條の六第一項	指定整備記録簿	指定点検整備記録簿
	保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証	点検整備済証
(略)		
第九十四條の六第一項第五号、第九十四條の八第一項及び第百三條第一項	保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証	点検整備済証
第九十四條の六第二項	指定整備記録簿	指定点検整備記録簿
(略)		

13～19 （略）

～参考：準用・読み替え後の道路運送車両法第 81 条、第 94 条の 6～

(変更届等)

第八十一条 指定点検整備事業者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、その事由が生じた日から三十日以内に、地方運輸局長に届け出なければならない。

一～三 (略)

四 事業場の設備のうち国土交通省令で定める特に重要なもの

2 (略)

(指定点検整備記録簿)

第九十四条の六 指定点検整備事業者は、指定点検整備記録簿を備え、点検整備済証を交付した自動車について、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～四 (略)

五 国土交通省令で定める点検整備済証に関する事項

六 (略)

2 指定点検整備記録簿は、その記載の日から二年間保存しなければならない。

○総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令（平成 26 年国土交通省令第 13 号）（抄）

(点検の基準)

第七条 法第二十二条の二第十一項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 指定自動車整備事業規則別表第二の一の項及び二の項に定める方法に準じて行う点検

2 前項第四号の点検は、次に掲げる基準に適合する設備を用いて行うものとする。

一 前項第四号の点検をするために必要な屋内作業場を事業場内に有すること。

二 対象とする種類の自動車を点検することができる自動車点検用機械器具であつて、次に掲げるものを備えていること。ただし、対象とする自動車の種類のうちに、四輪以上の自動車が含まれていない場合にはイ、軽油を燃料とする自動車が含まれていない場合にはチ、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車が含まれていない場合にはへ及びトに掲げるものを備えなくてもよい。

イ～チ (略)

リ 検査用スキャンツール

三 前号の自動車点検用機械器具は、道路運送車両法施行規則第五十七条第四号の国土交通大臣が定める技術上の基準に適合するものであること。

3 (略)

(自動車点検用機械器具の校正)

第八条 前条第二項第二号（リを除く。）の自動車点検用機械器具は、国土交通大臣の定める技術上の基準に適合するよう、備付け又は前回の校正の日から一年以内に、指定自動車整備事業規

則第十二条第一項に規定する登録校正実施機関が行う校正を受けたものでなければならない。

2 指定点検整備事業者は、前項の校正に関する記録を一年間保存しなければならない。

(変更届出事項)

第九条 法第二十二条の二第十二項において準用する道路運送車両法第八十一条第一項第四号の事業場の設備のうち特に重要なものは、次のとおりとする。

一 (略)

二 第七条第二項第二号の自動車点検用機械器具の名称、型式又は数

(指定点検整備記録簿の様式)

第十三条 指定点検整備記録簿の様式は、第四号様式とする。

附 則 (令和三年一〇月一五日国土交通省令第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条及び附則第四条の規定は令和五年四月一日から施行する。

(総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令の一部改正に関する準備行為)

第四条 総合特別区域法第二十二条の二第十項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、第三条の規定による改正後の総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令第七条第二項の規定の例により行うことができる。

2 総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令第九条第二号に掲げる事項に変更（検査用スキャンツールに係るものに限る。）が生じた場合の届出は、施行日前においても行うことができる。

(総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令の一部改正に関する経過措置)

第五条 施行日において現に総合特別区域法第二十二条の二第十項の規定による指定を受けている者及び当該指定の申請をしている者（前条第一項の規定による申請又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）に係る総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令第七条第二項の規定の適用については、第三条の規定による改正後の同項の規定にかかわらず、施行日以後初めて事業場の位置を変更するまでの間は、なお従前の例による。

第四号様式（指定点検整備記録簿）（第十三条関係）

指 定 点 検 整 備 記 録 簿

○点検及び整備の概要等

○自動車点検用機械器具等による点検

前軸	前	右	N	軸重	左右差	N	取 付 高 さ	右	左	前 照 灯	前 部 霧 灯	警 音 器	聴感・テスト デンベル	速度計の誤差 +・- km/h	排気騒音 聴感・テスト デシベル	OBD点検結果 C O	良・否	H C 4 ⁺ ・2 ⁺ ・特殊 ppm	サイド・スリップ イン・アウト mm	黒煙・粒子状物質 聴感・テスト % m ⁻¹				
	前	左	N	kg	N/kg																			
	後	右	N	軸重	左右差	N																		
	後	左	N	kg	N/kg																			
	計	N	車両重量	N/kg	主×100	主×100																		
	手動	N	kg	N/kg	副×100	副×100																		
	走行テスト 等の方法と 結果																							

○目視等による点検

構造	① 最低地上高	☐
	② 最大安定傾斜角度	☐
	③ 最小回転半径	☐

○自動車検査証の記載事項との照合

自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状	車名	型式	乗車定員	最大積載量
普通・小型	貨物	自家用				人	kg
車両重量	車両総重量	原動機の型式	長さ	幅	高さ	総排気量又は定格出力 kW l	燃料の種類 ガソリン・軽油 LPG・その他
kg	kg		cm	cm	cm		その他

○依頼者の氏名等

受付年月日	年 月 日	(依頼者の依頼事項)	初度登録年月
依頼者の氏名 又は名称及び住所			
(備考)			

点検及び整備を完了した年月日

年 月 日

自動車点検員の氏名

点検整備済証の番号

備考
(1) 「点検及び整備の概要等」欄は、点検の項目ごとの点検の結果、必要となった整備の概要及び交換した部品を記載するほか、次に掲げる事項を記載すること。
a 車台番号
b 自動車登録番号
(2) 前軸又は後軸が一軸である場合には、「前軸」又は「後軸」の欄に記載にあつては、「前前軸」の欄又は「後後軸」の欄に記載すること。この場合において、三輪自動車であるときは、「右」の欄に記載すること。
(3) 一軸である場合には、「前軸」及び「後軸」の欄に記載にあつては、「前前軸」の欄又は「後後軸」の欄に記載すること。
(4) 「前軸」、「後軸」、「計」及び「手動」の欄に記載にあつては、制動力の計量単位として、ニュートンのほか、キログラムを用いることができる。この場合において、同欄中「N/kg」の文字に代えて「%」の文字を表示し、「N」の文字に代えて「kg」の文字を表示すること。
(5) 「目視等による点検」欄には、指定自動車整備事業規則別表第二の構造に関する検査のうちのロの項目についての点検結果を記載すること。

※第7条第2項第2号リ、附則：指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令（令和3年国土交通省令第66号）にて追加

※第8条第1項、第4号様式：指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令（令和3年国土交通省令第66号）にて改正

4－7 検査証等への記載事項

○自動車検査業務等実施要領について（依命通達）（昭和 36 年 11 月 25 日付自車第 880 号）（抄）

（別添）

自動車検査業務等実施要領

3－4 （検査証等の記録事項等）

3－4－20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央左欄の記録事項を同表中央右欄の記録例により法第 58 条第 2 項後段に規定する方法によって記録し、右欄の記載例により券面に記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記録するものとする。記載例において、同じ記載例に該当する事項が複数あった場合でも記載は一つとする。（3-4-21 において同じ。）なお、電子情報処理組織により記録できないものにあつては自動車検査記録簿（乙）（第 4 号様式による。）を作成するものとする。

記録を要する自動車	記録されるべき趣旨	記録例	記載例
1. ～42. （略）			
43. 令和 3 年 10 月 1 日（輸入自動車にあつては令和 4 年 10 月 1 日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び多仕様自動車（指定を受けた時点における細目告示別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」1. に規定する対象装置の性能が令和 3 年 9 月 30 日（輸入自動車にあつては令和 4 年 9 月 30 日）以前に指定を受けた型式指定自動車又は多仕様自動車と同一であるもの並びに二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）	OBD 検査の対象である旨及び OBD 検査が開始となる年月日	OBD検査対象車 [OBD検査開始年月日] 令和 6 年 10 月 1 日	OBD 検査対象
44. OBD 検査対象車であつたが、構造装置の改造等により、OBD 検査対象外となった自動車	OBD 検査の対象外である旨	OBD検査対象外車	（記載なし）

※最終改正：令和 5 年 2 月 22 日付国自整第 245 号、国自情第 312 号

【機構】自動車技術総合機構審査事務規程（平成 28 年 4 月 1 日付規程第 2 号）（抄）

第 5 章 自動車の検査等に係る審査結果の通知方法

5-1 審査結果の通知方法

審査結果の通知方法は、下表によるものとする。

この場合において、電磁的方法以外の方法による通知を行う場合は、下表に掲げる審査結果を記載した書面を受検者に対し交付し、運輸支局等の窓口へ提出することを指示するものとする。

なお、自動車審査高度化施設において総合判定又は諸元確定を行った場合には、自動車審査高度化施設から出力された書面を用いること。

また、出張検査場における審査にあつては、当分の間、自動車審査高度化施設の障害欄の方法に準じて行うものとする。

審査結果	検査の種別	通知方法		
		正常時	障害発生時	
			通信系統又は MOTAS の障害	自動車検査高度化施設の障害
適合 又は 審査中断	・新規検査（※1） ・予備検査（※1） ・継続検査	電磁的方法（※3）	自動車検査票 1	自動車検査票 1
	・新規検査（※2） ・予備検査（※2） ・構造等変更検査	電磁的方法（※4）	自動車検査票 1、 審査結果通知書 2 及び備考欄記入事項連絡票（※6）	自動車検査票 1 及び自動車検査票 2
不適合	・全ての検査	電磁的方法及び審査結果通知書 1（※5）	審査結果通知書 1（※5）	自動車検査票 1

備考

- ※1 完成検査終了証の発行後 9 か月を経過した型式指定自動車、法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査であつて、当該自動車に係る構造、装置又は性能について変更がないものに限る。
- ※2 ※1 以外のものに限る。
- ※3 5-3 に掲げる全ての情報が電磁的方法により通知可能となるまでの間においては、「電磁的方法及び自動車検査票 1」と読み替えるものとする。
- ※4 5-3 に掲げる全ての情報が電磁的方法により通知可能となるまでの間においては、「電磁的方法、自動車検査票 1 及び備考欄記入事項連絡票（※6）」と読み替えるものとする。
- ※5 5-3 に掲げる全ての情報が電磁的方法により通知可能となるまでの間においては、「自

動車検査票 1 及び審査結果通知書 1」と読み替えるものとする。

※6 備考欄にかかる通知が必要な場合に限る。

5-2 審査結果通知情報の自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票への記載

- (1) 電磁的方法、審査結果通知書 1、審査結果通知書 2 又は備考欄記入事項連絡票により審査結果の通知を行う場合は、5-3 に掲げる情報を別途理事長が定める方法により自動車審査高度化施設に入力するものとする。
- (2) 自動車検査票 1 及び自動車検査票 2 により審査結果の通知を行う場合は、5-3 に掲げる情報を次により記載するものとする。
 - ① ボールペン等容易に消すことができないものを用いて記載する。
 - ② 記載を行おうとする欄に文字等の記載されているものについては、該当する事項について「○」で囲むことにより記載する。
 - ③ 記載事項を変更、訂正又は抹消するときは、不用の記載事項を「－」をもって抹消し、検査官印の押印を行う。
 - ④ 自動車検査票 1 及び自動車検査票 2 を表裏で用いる場合は、重複する事項は自動車検査票 1 のみ記載することで足りることとする。

5-3 審査結果通知情報

審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。

5-3-15 備考欄

- (1) 自動車検査証の備考欄への記録が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。

また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。

記録を要する自動車	記録されるべき趣旨	例
1. ～41. (略)	(略)	(略)
42. 令和 3 年 10 月 1 日（輸入自動車にあっては令和 4 年 10 月 1 日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び多仕様自動車（指定を受けた時点における細目告示別添 124 「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」1. に規定する対象装置の性能が令和 3 年 9 月 30 日（輸入自動車にあっては令和 4 年 9 月 30 日）以前に指定を受けた型式指定自動車又は多仕様自動車と同一であるもの並びに二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型	OBD 検査の対象である旨及び OBD 検査が開始となる年月日	OBD 検査対象車検査開始年月日 令和 6 年 10 月 1 日

特殊自動車を除く。)		
43. OBD 検査対象車であって、OBD 検査対象外となった自動車	OBD 検査の対象外である旨	OBD 検査対象外車

(2)～(5) (略)

※最終改正：令和 6 年 10 月 31 日付規程第 14 号

【軽検協】軽自動車検査協会検査事務規程(昭和 48 年 9 月 26 日付協会規程第 16 号) (抄)

第 3 章 自動車検査証等及び高度化システムへの記録又は軽自動車検査票の記載

3-2 検査結果通知情報の高度化システムへの記録又は軽自動車検査票への検査結果の記載

- (1) 高度化システムにより検査を行う場合は、3-3 に掲げる検査結果通知情報を別に定める方法により高度化システムに記録するものとする。

なお、当分の間は、軽自動車検査票の各所定の欄及び合格印欄に検査担当者印を押印するものとし、検査機器による検査結果を軽自動車検査票 1 に印字するものとする。
- (2) 軽自動車検査票により検査を行う場合は、3-3 に掲げる検査結果通知情報を次により記載するものとする。
 - ① ボールペン等容易に消すことができないものを用いて記載する。
 - ② 記載を行おうとする欄に文字等が記載されているものについては、該当する事項について「○」で囲むことにより記載する。
 - ③ 記載事項を変更、訂正又は抹消するときは、不用の記載事項を「－」をもって抹消し、検査担当者印の押印を行う。
 - ④ 完成検査終了証（発行後 9 月を経過したものに限る。）又は自動車検査証返納証明書が交付されている自動車の検査に際し、構造等に関する事項に変更がない場合にあっては、軽自動車検査票 1 に「構造等変更無」と記載し、検査担当者印の押印を行うことにより、軽自動車検査票 2 に係る必要な事項の記載に代えることができる。
 - ⑤ 軽自動車検査票を表裏で用いる場合は、重複する事項は軽自動車検査票 1 のみ記載することとする。

3-3 軽自動車検査票の記載方法及び検査結果通知情報

軽自動車検査票により検査結果の記録を行う場合は次のとおりとし、高度化システムにより検査結果通知情報の記録を行う場合は、各々の規定に準じて検査結果通知情報を記録し、自動車検査証等に記録するものとする。

3-3-15 備考欄

- (1) 自動車検査証等の備考欄への記録が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央左欄の記録されるべき趣旨を同表中央右欄の記録例により軽自動車検査票 2 の備考欄に記載し、同表中央右欄の記録例及び同表右欄の記載例により自動車検査証等に記録する。記載例において、同じ記載例に該当する事項が複数あった場合でも記載は一つとする。（(2) において同じ。）また、その他必要な事項についても必要に応じて記載し、自動車検査証等に記録するものとする。

ただし、自動車予備検査証及び限定自動車検査証の備考欄については、記録例により記載するものとする。

記録を要する自動車	記録されるべき趣旨	記録例	記載例
1. ～29. (略)			
30. 令和 3 年 10 月 1 日（輸入自動車にあっては令和 4 年 10 月 1 日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び多仕様自動車（指定を受けた時点における細目告示別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」1. に規定する対象装置の性能が令和 3 年 9 月 30 日（輸入自動車にあっては令和 4 年 9 月 30 日）以前に指定を受けた型式指定自動車又は多仕様自動車と同一であるもの並びに二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）	OBD 検査の対象である旨及び OBD 検査が開始となる年月日	OBD 検査対象車 OBD 検査開始年月日 令和 6 年 10 月 1 日	OBD 検査対象
31. OBD 検査対象車であったが、構造装置の改造等により、OBD 検査対象外となった自動車	OBD 検査の対象外である旨	OBD 検査対象外車	(記載なし)

(2)～(6) (略)

樣式 4-1 (輕自動車検査票 1)

軽自動車検査票(1)

01 検査票番号		02 検査年月日		03 検査場所		04 検査員		05 検査員氏名		06 検査員氏名		07 検査員氏名		08 検査員氏名		09 検査員氏名		10 検査員氏名		11 検査員氏名		12 検査員氏名		13 検査員氏名		14 検査員氏名		15 検査員氏名		16 検査員氏名		17 検査員氏名		18 検査員氏名		19 検査員氏名		20 検査員氏名		21 検査員氏名		22 検査員氏名		23 検査員氏名		24 検査員氏名		25 検査員氏名		26 検査員氏名		27 検査員氏名		28 検査員氏名		29 検査員氏名		30 検査員氏名		31 検査員氏名		32 検査員氏名		33 検査員氏名		34 検査員氏名		35 検査員氏名		36 検査員氏名		37 検査員氏名		38 検査員氏名		39 検査員氏名		40 検査員氏名		41 検査員氏名		42 検査員氏名		43 検査員氏名		44 検査員氏名		45 検査員氏名		46 検査員氏名		47 検査員氏名		48 検査員氏名		49 検査員氏名		50 検査員氏名		51 検査員氏名		52 検査員氏名		53 検査員氏名		54 検査員氏名		55 検査員氏名		56 検査員氏名		57 検査員氏名		58 検査員氏名		59 検査員氏名		60 検査員氏名		61 検査員氏名		62 検査員氏名		63 検査員氏名		64 検査員氏名		65 検査員氏名		66 検査員氏名		67 検査員氏名		68 検査員氏名		69 検査員氏名		70 検査員氏名		71 検査員氏名		72 検査員氏名		73 検査員氏名		74 検査員氏名		75 検査員氏名		76 検査員氏名		77 検査員氏名		78 検査員氏名		79 検査員氏名		80 検査員氏名		81 検査員氏名		82 検査員氏名		83 検査員氏名		84 検査員氏名		85 検査員氏名		86 検査員氏名		87 検査員氏名		88 検査員氏名		89 検査員氏名		90 検査員氏名		91 検査員氏名		92 検査員氏名		93 検査員氏名		94 検査員氏名		95 検査員氏名		96 検査員氏名		97 検査員氏名		98 検査員氏名		99 検査員氏名		100 検査員氏名	
01		02		03		04		05		06		07		08		09		10		11		12		13		14		15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28		29		30		31		32		33		34		35		36		37		38		39		40		41		42		43		44		45		46		47		48		49		50		51		52		53		54		55		56		57		58		59		60		61		62		63		64		65		66		67		68		69		70		71		72		73		74		75		76		77		78		79		80		81		82		83		84		85		86		87		88		89		90		91		92		93		94		95		96		97		98		99		100	
01		02		03		04		05		06		07		08		09		10		11		12		13		14		15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28		29		30		31		32		33		34		35		36		37		38		39		40		41		42		43		44		45		46		47		48		49		50		51		52		53		54		55		56		57		58		59		60		61		62		63		64		65		66		67		68		69		70		71		72		73		74		75		76		77		78		79		80		81		82		83		84		85		86		87		88		89		90		91		92		93		94		95		96		97		98		99		100	
01		02		03		04		05		06		07		08		09		10		11		12		13		14		15		16		17																																																																																																																																																																							